

別紙 2

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

当機関が業務規程の変更の認可申請を行うに至る経過の概要は以下のとおりである。

時期	経過の概要
平成 27 年 8 月 31 日	・ 経済産業大臣が現行の業務規程を変更認可。
平成 28 年 1 月 15 日 ～ 2 月 3 日	・ 本変更案が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第 5 条第 1 項に基づき、会員その他の事業者の意見聴取を実施。意見は 9 社 41 件。結果を本機関ウェブサイト上にて公表。
2 月 5 日	・ 評議員会において、本変更案を議決。
2 月 8 日	・ 理事会において、本変更案を議決。
3 月 1 日	・ 臨時総会において、本変更案を議決。